項　　目	処　　理　　方　　法
２教員特殊業務手　　当 ＜コード＞ ２５２１ ２５２２ ２５２３ ２５２４ ２５２５ ２５２６ ２５２７ ２５２８	(1) 支給要件 小学校，中学校，高等学校，又は特別支援学校に所属する教諭，養護教諭，栄養教諭，助教諭，養護助教諭，講師，実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の１級又は２級のものが，次に掲げる業務に従事した場合において，その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときに支給する。 ①　学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ア　非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 イ　児童又は生徒の負傷，疾病等に伴う救急の業務 ウ　児童又は生徒に対する緊急の補導業務 ②　修学旅行，林間・臨海学校等（学校が計画し，実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの ③　教育委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は鹿児島県学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例第３条第１項，第４条及び第５条の規定に基づく週休日若しくは給与条例第９条第１項の規定により休日給が教育職員以外の学校職員に対して支給される日（次号において「休日等」という。）に行うもの （注）　対外運動競技基準に関連して毎年文書で出される教育活動内競技と教育活動外競技の区分は，この教員特殊業務手当支給対象団体とは別個のものである。 手当支給団体とは，特殊勤務手当に関する条例第４条第１項第３号に基づくもので，主催に限ること。（主催の中に含まれたら支給できる。） ④　学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で，週休日，休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が４時間である日に行うもの 【特殊勤務条例第４条第１項，教員特殊業務手当の運用通知】 (2) 支給方法 給料の支給方法に準じて支給する。その月分を翌月の給料支給日までに支給する。 【特殊勤務条例第12条】 (3) 支給額（別紙１を参照） 手当の額は業務に従事した日，１日につき次の各号に掲げる額とする。 ①　支給要件第１号アの業務 Ａ（非常災害時の児童生徒の保護等）　８，０００円 Ｂ（被害が特に甚大な非常災害の際に心身に著しい負担を与えると教育委員会が定める業務）　１６，０００円 ②　支給要件第１号イの業務　７，５００円 ③　支給要件第１号ウの業務　７，５００円 ④　支給要件第２号の業務　５，１００円 ⑤　支給要件第３号の業務　Ａ・Ｂ　５，１００円 ⑥　支給要件第４号の業務　３，６００円 【特殊勤務条例第４条第２項】 ※　「被害が特に甚大な非常災害」とは，災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条の規定に基づく非常災害対策本部又は同法第28条の２の規定に基づく緊急災害対策本部が設置される災害とする。

項　　目	処　　理　　方　　法

※　「心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務」とは，学校の管理下において行われる，学校の施設等に避難している児童生徒等の救援業務とする。

【平成12年３月30日鹿教教第711号】

※　再任用職員(フルタイム勤務)にも支給される。

(4)　教員特殊業務手当一覧表

条　項	業　務　の　種　類		支給日額及びコード	要　件	
				平　日	週休日，休日等
条　例 第４条 第１項 第１号	学校管理下において行う非常災害時等緊急業務	(ｱ) 非常災害時の児童生徒の保護又は防災復旧	8,000円 コード2521	①正規の勤務時間に引き続き午後11時まで ②午前２時から午前８時まで ③　①②と同程度	①終日に及ぶ程度（日中８時間程度） ②　①と同程度
		被害が特に甚大な非常災害時	16,000円 コード2522		
		(ｲ) 児童・生徒の救急	7,500円 コード2523		
		(ｳ) 児童・生徒の緊急の補導	7,500円 コード2524		
同 第２号	修学旅行，林間・臨海学校等への引率		5,100円 コード2525	泊を伴うもので８時間程度（就寝時間等は含まない）	同　　左
同 第３号	対外運動競技等への引率	泊を伴うもの A	5,100円 コード2526	泊を伴うもので８時間程度（就寝時間は含まない）	同　　左
		泊を伴わないもの B	5,100円 コード2527		①終日に及ぶ程度（日中８時間程度） ②　①と同程度
同 第４号	学校管理下において行われる部活動指導業務		3,600円 コード2528		引き続き４時間程度

(5)　対外運動競技等への引率の場合の事例

事例１　　（２泊３日の生徒引率で代休を与えた場合）

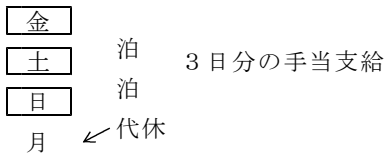

事例２　　（日曜日の生徒引率で代休を与えた場合）

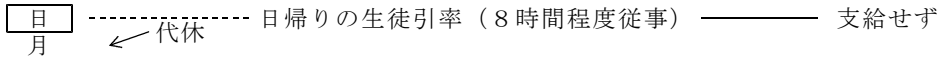

事例３　　（週休日・休日等で代休を与えなかった場合）

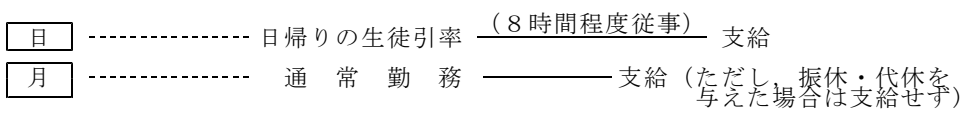

事例４　　（雨天順延となって宿舎で待機した場合）

待機中の時間も引率指導業務に従事した時間に含まれる。

項　　目	処　　理　　方　　法
	(6) 実習助手の教員特殊業務手当 以下の条件を全て満たす実習助手で，校長が承認した者については，単独で当該校の部活動指導を認める。 ① 正規職員であること。 ② 当該部活動の指導を常時行っていること。 ③ 教員免許状の普通免許状を有していること又は免許法認定講習で生徒指導に関する単位を1単位以上取得し，かつ6年以上の勤務経験があること。 【平成30年2月22日鹿教教第630号】 ※なお，部活動を行う実習助手については，毎年度当初に「実習助手部活動単独指導等確認簿」で単独での部活動指導が可能であるかを確認し，当確認簿の写しを教員特殊業務確認簿に添付すること。 【資　料】 体育団体：全国高等学校体育連盟，九州地区高等学校体育連盟，鹿児島県高等学校体育連盟（地区を含む。），全国高等学校野球連盟，九州地区高等学校野球連盟，鹿児島県高等学校野球連盟，日本中学校体育連盟，九州中学校体育連盟，鹿児島県中学校体育連盟（地区を含む。），鹿児島県小学校体育連盟（地区を含む。），その他教育委員会が指定する団体 その他の団体：日本学校農業クラブ連盟，九州地区高等学校農業クラブ連盟，鹿児島県学校農業クラブ連盟，全国高等学校家庭クラブ連盟，九州地区高等学校家庭クラブ連盟，鹿児島県高等学校家庭クラブ連盟，全国商業高等学校協会，鹿児島県高等学校商業教育協会，鹿児島県音楽教育連盟，全日本合唱連盟西部支部（支部，全国を含む。），九州吹奏楽連盟（支部，全国を含む。），鹿児島県高等学校演劇連盟（連合体を含む。），鹿児島県高等学校弁論連盟（連合体を含む。），鹿児島県高等学校（又は中学校）教育研究会英語部会，鹿児島県高等学校文化連盟（連合体を含む。），その他教育委員会が指定する団体 【昭和53年３月20日鹿教教721号】 【平成８年３月29日鹿教教756号】 【平成８年７月８日鹿教教351号】